

芦屋市 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料 一覧表

単位 (円)

		認定に係る床面積の合計(㎡) (※1)	新築等計画認定申請手数料				
			新築等計画変更認定申請手数料		新築等計画軽微変更該当証明申請手数料		
			適合証(※2) 添付あり	設計住宅性能 評価書(※3) 添付あり	適合証・設計住宅性能評価書 添付なし		
モデル建物法 (※4)	仕様基準 (※5)	標準的な 方法					
住宅	戸建	～ 200㎡以内	7,000	9,100		40,000	40,000
		200㎡超 ～	7,500	9,600		45,000	45,000
	共同住宅	～ 300㎡以内	12,000			38,000	77,000
		300㎡超 ～ 2,000㎡以内	28,000			66,000	130,000
		2,000㎡超 ～ 5,000㎡以内	67,000			125,000	228,000
		5,000㎡超 ～ 10,000㎡以内	104,000			178,000	318,000
		10,000㎡超 ～ 25,000㎡以内	168,000			322,000	617,000
		25,000㎡超 ～ 50,000㎡以内	238,000			520,000	1,065,000
50,000㎡超 ～	373,000			915,000	1,958,000		
非住宅	～ 300㎡以内	12,000			96,000	244,000	
	300㎡超 ～ 1,000㎡以内	22,000			124,000	307,000	
	1,000㎡超 ～ 2,000㎡以内	35,000			163,000	397,000	
	2,000㎡超 ～ 5,000㎡以内	104,000			271,000	575,000	
	5,000㎡超 ～ 10,000㎡以内	154,000			347,000	703,000	
	10,000㎡超 ～ 25,000㎡以内	201,000			424,000	839,000	
	25,000㎡超 ～ 50,000㎡以内	243,000			492,000	953,000	
	50,000㎡超 ～	357,000			656,000	1,209,000	

【一戸建て住宅(※6)の申請の場合】

上記の算定表摘要欄「戸建」に記載の金額とする

【共同住宅等、複合建築物又は非住宅建築物で建築物全体の申請の場合】

【複合建築物の非住宅部分または複合建築物の住宅部分の申請の場合】

住宅部分及び非住宅部分に対し、それぞれ上記の算定表摘要欄の「共同住宅」及び「非住宅」に記載の金額を合計した金額とする

(※1) 変更認定申請・軽微変更該当証明申請の場合は、変更に係る部分の床面積の合計とする

(※2) 登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関で技術的審査を受けたもの

(※3) 登録住宅性能評価機関で設計住宅性能評価を受けたもの（断熱等性能等級5、6、7及び一次エネルギー消費量等級6に適合しているものに限る。）

(※4) モデル建物法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）に規定する基準を指す

(※5) 仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に規定する誘導仕様基準を指す

(※6) 「一戸建ての住宅」とは、住宅部分のみを有し、一棟の建築物からなる一戸の住宅をいう

(※7) 建築基準関係規定に係る審査を申し出る場合は、それに係る手数料を別途加算する